

アメリカ法資料 (2008.5.13.～)

アメリカ独立戦争前後の経緯

- 1763年 七年戦争終結；パリ条約(2)；布告(10)
- 1764年 砂糖法(4)
- 1765年 印紙税法(3) 印紙税法会議の宣言(10)
- 1766年 印紙税法廃止；宣言法(3)
- 1767年 タウンゼンド法(6)
- 1770年 タウンゼンド法廃止（茶に適用される関税を除く）(4)
- 1773年 茶法(5) Boston Tea Party(12)
- 1774年 Intolerable Acts 第1回大陸会議(9)
宣言と決議(10)
- 1775年 開戦(4) 第2回大陸会議(5)
英国王ジョージ3世は北米植民地が叛乱状態にある旨を宣言(8)
- 1776年 大陸会議に独立の提案(6)
独立宣言起草委員会の任命(6.10) 連合規約起草委員会任命(6.11)
独立の決議採択(7.2)
独立宣言採択(7.4)
- 1777年 連合規約大陸会議で可決(11.15)
- 1778年 フランスとの同盟条約締結(2)
- 1779年 スペイン参戦(6)
- 1781年 連合規約成立(3.1)
Yorktownの戦いでアメリカ軍勝利(10)
- 1783年 パリ条約調印(9)
- 1784年 大不況
- 1786年 Shaysの反乱(8)；Annapolis会議の決議(9)
- 1787年 連合会議連合規約改訂のための会議を召集(2)
憲法制定会議(5.25～9.17) 憲法制定会議が合衆国憲法を可決(9.17)
The Federalist掲載(10.27～1788.8.16)
Del. (12.7)；Pa. (12.12)；N.J. (12.18)
- 1788年 Ga. (1.2)；Conn. (1.9)；Mass. (2.6)；Md. (4.28)；S.C. (5.23)；N.H. (6.21)——
合衆国憲法成立，Va. (6.25)；N.Y. (7.26) 連邦議会議員の選挙(9～1790.8)
- 1789年 Washington大統領に当選(2)，N.C. (11.21)(R.I. (1790.5.29)；Vt. (1791.1.10))
第1回連邦議会(3.4 但し定足数が揃うのは4月)

アメリカ法資料 (2008.5.13.～)

【宣言法The Declaratory Act (March 18, 1766)】

An act for the better securing the dependency of his Majesty's dominions in America upon the crown and parliament of Great Britain

That the said colonies and plantations in America have been, are, and of right ought to be, subordinate unto, and dependent upon the imperial crown and parliament of Great Britain; and that the King's Majesty, by and with the advice and consent of the lord spiritual and temporal, and commons of Great Britain, in parliament assembled, had, hath, and of right ought to have full power and authority to make laws and statutes of sufficient force and validity to bind the colonies and people of America, subject of the crown of Great Britain, in all cases whatsoever.

アメリカ英領植民地の英大王国の国王及び国会に対する従属を確保するための法律

アメリカの植民地は、大英国の国王及び国会に、これまで従属し依存してきたし、現在もそうであるし、また当然そうでなければならぬものである。そして、国会に参集した大英国の聖俗の貴族及び庶民の助言と同意によって行動する国王陛下は、すべての場合に、植民地と、大英国の臣民であるアメリカの人々を拘束する十分な効力を持つ法律を制定する完全な権限をこれまで有してきたし、現に有しているし、また、当然有すべきものである。

【The Intolerable Acts (1774)】

1. The Boston Port Act (March 31, 1774)

ボストン港の閉鎖、およびイギリスの税関の撤去を定める。

2. The Massachusetts Government Act (May 20, 1774)

(a)参議会議員はこれまで下院で選挙されていたのだが、それを国王によって任命されるものとした(I).

(b)裁判官の任命を総督の権限とし、参議会の承認を不要とした(III, VI).

(c)Town meeting の開催には総督の許可を必要とした(VII).

(d)陪審員はこれまで法廷地の住民による選挙で選ばれていたが、爾後は総督の任命する sheriff が選任することとされた(VIII).

3. Administration of Justice Act (May 20, 1774)

イギリスの官吏 (magistrates と書かれている) や兵士が Massachusetts Bay 植民地において、暴動の鎮圧や関税の徴収などの職務を行うに際して、殺人等の重大な犯罪を犯したとして起訴された場合で、総督がその地においては公平な審理がなされ得ないと考えられる場合には、その事件の審理を他の植民地の裁判所またはイギリス本国の王座裁判所で行うよう命じる権限を総督に与えた。

4. Quebec Act (June 22, 1774)

1763年のパリ条約によってイギリス領になった旧フランス領北アメリカのうちミシシッピ河とオハイオ川以北をケベック州として、その地においては、カトリック教会を合法的なものとするとともに、フランス法が適用されることを定めた。